

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 5 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第42号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
45 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第6号、 <u>第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二</u> 及び第63条第3項第6号の規定による優良住宅の認定	各市	45 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第6号、 <u>第31条の2第2項第16号二、第62条の3第4項第16号二</u> 及び第63条第3項第6号の規定による優良住宅の認定	各市
46 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、 <u>第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八</u> 及び第63条第3項第5号イの規定による優良宅地の認定	鳥取市、倉吉市及び米子市	46 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、 <u>第31条の2第2項第15号八、第62条の3第4項第15号八</u> 及び第63条第3項第5号イの規定による優良宅地の認定	鳥取市、倉吉市及び米子市
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。